

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 本荘地域協議会
開 催 日 時	平成20年6月25日(水) 午後1時30分(~4時05分)
開 催 場 所	本荘由利広域行政センター「学習ホール」(3階)
出 席 者 氏 名	「出席者名簿(網掛け)」のとおり
欠 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
<p>会 議 次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 事務連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・新任委員の紹介ほか 3. 会長挨拶 4. 協 議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度スケジュール(案)について 5. 報 告 <ul style="list-style-type: none"> ・公債費負担適正化計画について ・平成20年度由利本荘市予算の概要について 6. 説 明 <ul style="list-style-type: none"> ・財政計画素案と総合発展計画主要事業の見直し作業について ・本荘地域における平成20年度の事業計画について ・本荘地域における公の施設の利用状況等について 7. 閉 会 	
会 議 の 経 過	別紙のとおり

本莊地域協議会委員名簿

出席者：網掛け

役職	氏名
会長	細谷 文夫
副会長	本間 達雄
副会長	畠山 恵美子
副会長	村岡 兼幸
副会長	瓜田 智哉
副会長	伊藤 孝志
委員	山岸 鐵二
委員	渡邊 正史
委員	関口 隆史
委員	遠藤 松二
委員	工藤富士男
委員	斉藤 良明
委員	小松 賞
委員	小野 研二
委員	鎌田 喜一
委員	佐々木 豊
委員	鈴木 優子
委員	川嶋 真諒
委員	牧野 通雄
委員	佐々木 誠
委員	安保 榮和
委員	磯貝 道子
委員	遠藤 誠助
委員	小川 順治
委員	伊藤 恵美子

役職	氏名
委員	吉川 充子
委員	菅原 真理
委員	加藤 司
委員	横田 剛
委員	榎本 義孝
委員	阿部 登志子
委員	小松 忠彦
委員	田口 靖夫
委員	佐藤 喜明
委員	伊藤 徳昭
委員	田口 純一
委員	小川 宏規
委員	鷹嶋 英樹
委員	藤原 敬子
委員	源城 かほり
委員	大嶋 順子
委員	小島 ひとみ
委員	東海林 京子
委員	佐々木 清志
委員	田中 准子
委員	堀内 和夫
委員	渡会 利男
委員	渡部 馨
委員	佐々木市雄

平成20年度 第1回本荘地域協議会 行政出席者名簿

由利本荘市（2名）

	職名	氏名	連絡先	摘要
1	理事	佐々木 永吉	3 1 3	
2	総務部財政課長	阿部 太津夫	3 4 1	

事務局（企画調整部企画調整課：4名）

	職名	氏名	連絡先	摘要
1	課長	大庭 司	3 5 0	
2	参事兼課長補佐	佐藤 光昭	3 5 2	
3	主査	佐々木 夢司	3 5 7	
4	主査	山住 賢一	3 5 7	

会議の経過

第 1 回 本荘地域協議会

平成 2 0 年 6 月 2 5 日 (水)

午後 1 時 3 0 分 開会

4 時 0 5 分 閉会

1 . 開 会

2 . 事務連絡

事務局 (企画調整課課長 大庭)

企画調整課長の 大庭 と申します。よろしくどうぞお願いします。

新任委員のご紹介の前でありますけども、ご案内のように市の機構改革がございまして、平成 2 0 年 4 月 1 日から本荘地域の振興課が無くなりまして、その事務につきまして、本庁の方へ分担しながら進めていくというふうな体制になりました。それに伴いまして、この地域協議会の事務につきましては本庁の企画調整課で事務引継を行いまして、皆様とともに進めていくというふうな体制になりました。

ちょっと考えていただきたいところがございますが、ほかの 7 地区につきましては、いわゆる総合支所の中に振興課がございます。したがって若干ねじれ現象みたいな形にならざるを得ないと、いうふうになっております。本庁の企画調整課では、ほかの 7 地区につきましては、振興課が企画調整課の下部組織みたいな形でありまして、その振興課で地域協議会の事務局をもっているというふうな形でございますが、本荘地域につきましては、直接、企画調整課で担当することでありまして、私どもとしましては微妙な立場でございます。本荘につきましては直接でありますし、他の 7 地区につきましては、中に振興課があるというふうな体制になってございます。その辺のところ、私どもとしましても、若干戸惑いがあるところが出てくるかもしれません。何卒その点についてはご鞭撻等お願い申し上げたいというふうに存じてございます。

- ・ 出席職員について紹介
- ・ 新任委員について紹介

3 . 会長挨拶

細谷会長

本年度第 1 回の本荘地域協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、この時期何かとお忙しい中をご出席いただき本当にありがとうございました。

加えて、日頃から当地域協議会の運営に当たりまして格別のご理解とご協力をいただき感謝に堪えません。

ただ今、大庭課長からお話しがございましたが、事務局の体制が変わりました。

今後、大庭課長以下皆様方にいろいろご難儀をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

また、新しく委員になられた方々、お渡ししております資料にもありますように、この本荘地域協議会におきましても、合併後の「新市の均衡ある発展」と「住民自治のまちづくり」に向けて課題も多いことから、当協議会の運営に当たりご

協力くださいますようお願いいたします。

本日の会議は、お手元の資料でございますように、公債費負担の適正化計画及び20年度の予算編成の報告、更に総合発展計画にかかる主要事業の後期計画分の見直しなどについての説明であります。

初めての委員もおられますので申し上げますが、この地域協議会は本日の会議のように行政の主要事業の計画や変更などについての報告並びに説明のための全体会の他に、これまでは市の総合発展計画の主要施策(行政改革を除く6項目)を軸に3つの分科会に分け、これを集中的に協議検討を重ね、最終的にはその各分科会での協議内容をまとめて全体会に報告し、住民の立場からこれを「意見書」として市長に提出し、回答を求めてきた経緯があります。

従って、諮問機関的な立場からの全体会はもちろん必要であります。この協議会のもつ役割を考えますと、住民に深く関わりをもつ住民自治の振興に向けて、生活・福祉環境の整備や農業問題、更には教育問題など、専門的な検討を要することも多いことから、当協議会としては、今後とも全体会とは別に各分科会での検討・協議は欠かされないのではないかと考えます。

これまで、当協議会では各分科会での協議課題を基に意見書と提出し、回答をいただいていたのでありますが、総じて深くご理解をいただきましたものもありますが、「検討いたします。」という程度の中身もございます。

意見書を提出した各事項が思い通りになるとは考えておりませんが、中でも住民自治のまちづくりに関する事項について、行政から全市の地域協議会の正副会長会議に諮り、意見も聴きながら決めていきたい趣旨のお話がありましたが、仮に全市の地域協議会正副会長会議で協議するにいたしましても、行政がより主導性を発揮され、何とか具体的な方策を出して纏められるようなことをお願いいたします。

いま、地域協議会の役割の一つに「公の施設」の関係があります。このことにつきましては、この会の発足当初に近隣の大手門温水プール「遊泳館」や本丸体験学習施設「修身館」など、数件の施設を見学した経緯がありますが、各施設毎の利用の状況や歳入・歳出額の収支状況、更には施設の管理・運営上の問題点など、これまで詳細な説明は受けておりませんでした。

この度、この点について説明があるかと思いますが、渡された資料を見ましたら、年間において数千万円の赤字経営の施設が数件あるなど驚きであります。

いま、極めて厳しい財政状況の中で先の報告された行政の機構改革案に止まらず、この膨大な赤字を抱える「公の施設」の総合的な検討・見直しが求められているように思います。

このお話しの際には、どうぞ皆様からもご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

今年度、初の協議会に当たり、新市の振興・発展と当会の適正な運営を図るために特段のご協力くださいますようお願い申し上げます。

議長

平成20年度のスケジュール(案)以降、説明いたします。

4 . 協議

・平成20年度スケジュール案について

事務局(企画調整課主査佐々木)

お手元にあります『平成20年度本荘地域協議会「各回の位置づけ、スケジュール」(案:分科会開催)』と書いているものと、2枚目ということで『本荘地域協議会における各テーマにおける時間配分案』横長になっています。2枚の資料

の方をご覧いただきたいと思います。

課長からの説明にありましたとおり、昨年までは本荘総合支所において地域協議会の事務を執り行ってきました。これまでの2年間、分科会という方式を採用いたしまして、18・19年度という形で分科会を取り込みながら地域の課題をご協議いただき、地域協議会を進めていただいたところでもあります。

事務局が替わったわけですが、我々としましても基本的には分科会開催というところをできるだけやれるような形で進めていきたいと、いろいろ準備を進めてきたわけではありますが、今年度いろいろ協議していただく事、総合発展計画の主要事業の見直しでありますとか、先程議長さんからもありましたが、住民自治のあり方とか、そういったところを本荘地域協議会の中でもぜひ協議していただきたいということもございまして、そういったところを積み重ねていった結果、ちょっと分科会の時間が今のところあまり取れないのかなということで、先の分科会の選択をいただくご案内の方にも、「協議の中で今後どうなるかわかりませんが」ということのご案内させていただいたところです。

そういった形で、これから説明させていただきますスケジュールにつきましては、分科会について、時間が短いのかなと考えるところがございますので、そういったところで分科会の開催についても、どうするかということも踏まえて、皆さんでご協議いただければなと事務局としましては考えております。

資料の方をご覧いただきたいと思います。各テーマにおける時間配分の方をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、テーマがありますが、本年度こういった内容について本荘の地域協議会で協議いただきたいと考えている項目でございます。先程も申し上げましたとおり、本年度は主要事業の後期計画の見直し、また、さくら満開のまちづくりにつくランドデザイン素案等の協議、昨年本荘地域協議会でもたくさん議論していただきましたが、住民自治のまちづくりについて、意見書等も出していただいておりますので、そういったところについて、もっと掘り下げて全体会の中で協議いただきたいということでそういった時間、地域協議会のあり方ということで、今年度で4年任期の一区切りとなりますので、この間の4年間のこの地域協議会のあり方について、皆さんからいろいろご意見をいただきながら、次回の地域協議会の役に立てていきたいということでそういった時間ということで、1から11までの必要とする時間がある中で、2回目以降に分科会の方を設定させていただいております。

2回目以降各3時間という時間を取らせたいとおるんですが、先程申した内容を協議していただきますと、各分科会が35分から45分くらいの配分しか、今のところ取れないのかなというふうに我々としましては考えております。ちょっと分科会としては時間が少ないのかなと思っておりますのでございますし、第2回目の分科会、分科会としては1回目のとこなんですが、分科会の中で何を協議するかということも協議いただく形になりますので、そこでもまた時間がかかるのかなというふうに感じております。

こういった時間配分を時系列に並べたのが縦長になっているスケジュールでございます。1回目の日程については割愛いたしますが、2回目以降に、さくら満開のまちづくり、総合発展計画の見直し作業、住民自治のまちづくりとあわせて、分科会を35分程度、第3回目に総合発展計画の調整結果の報告、さくら満開のまちづくりランドデザイン素案についての意見交換、住民自治のまちづくりの本荘地域のあり方を協議いただきまして、分科会の時間を45分準備しております。第4回目、最後という形で、住民自治のまちづくりの3回目のまとめ、併せてこれまでの地域協議会や委員皆さんのあり方等についていろいろ意見をいただきたいというふうに考えております。最後に45分程度分科会を行っていただきまして、その分科会の総括をして協議の方は終了するという、年間のスケジュール

ルとなっております、この中には、意見書等について協議する時間等もまだ設けられていないところもございますので、そういったところも踏まえて、分科会というものをどうしていくか、こちらから出す事務局案としては心苦しいところがあるのですが、ご協議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長

委員の皆様方にお諮りいたしますが、先程ごあいさいの際に申し上げましたが、当初全体会だけではつくせない部分がありましたので、専門的な分野でそれぞれ分科会に別けて、総合的な検討を加えて、それぞれの課題を意見書としてまとめた経緯があるわけですが、先程申し上げましたとおり、いろいろ課題も多い中で、どれ程の意見書の中身になるかは、ともかくとして、いろいろ分科会において協議することで、方向性もまとまり意見書もまとめやすいのではないかなという感じがいたします。

ただ今説明をいただきました中で、分科会の報告というものがございます。それをみますと第4回の地域協議会を2月中旬に行うこととし、その際に分科会からの報告及び意見交換となっておりますが、この日程からいたしますと3回、もしくは3回の後にもう1度くらいあれば、よろしいのでしょうか。意見書を出す段階での意見集約や総合的な分析をする機会がもたれておりませんので、この第3回か、その後ぐらいにもう1度、この報告、意見交換の場がもたれるといいのではないのかなと気がしますのでご検討いただければと思います。

改めて、委員の皆様方にお諮りいたしますが、全体会では言い尽くせないものもあり、分科会で深く検討・協議した方が如何だと思います。分科会を設けることについて、どうでしょうか、ご意義ございませんでしょうか？皆さん方のご意見いただければと思います。どうぞご発言いただけますでしょうか？

N委員

私も分科会は必要だと思います。どうしても深い話しようとすれば分科会にならざるを得ないだろうと、ただ、時間が30分から45分という、関係者のお役所の方にお伺いしますが、一つのテーマの会議で30分かそこいらで結論が出る会議を経験されていますか？人数にもよるでしょうけれども、特にいろんな問題にあたる場合には、とてもじゃないが少なすぎるというふうに思います。大体ひとあたりの意見を聴いて、誰々の意見をもっと深く掘り下げようかというふうな話になっていくかと思っておりますけれども、一つその辺のところでは考慮いただければと思います。

それからもう一つ、地域協議会という位置付けですけれども、私誤解しているかもしれませんが、委員の任命をいただいたときに、この会の主旨というもののご案内をいただきました。市の条例で地域協議会の仕事の役割が決まっているということが一つ、報酬は無しとするということが書いてありました。

それで無報酬だから適当にやるということは毛頭考えてませんが、今日ご出席のメンバーを目勘定させていただきますと、メンバー表の半分も出席されていないので、こういう委員会ですと、人数何%出ていますので会議成立しますということが、冒頭あるわけなんですけれども、そんな堅苦しいことは言わないんだということであれば、それはそれで結構です。

私が言いたいのは、今年で4年目だそうなんですけれども、私は昨年からお世話になっているわけですが、この委員の中で1度もお会いしてない方がいるかと思っております。事務局にお願いします。3年間の間で15回くらい開いているかと思っておりますが、1度も出席されていない方が委員に載っている意味は何でしょうか？一つその辺の構図を整理していただきたい。そうすれば地域協議会というものの役割ということをもう少し認識してもらえないかと？

私がこだわる理由を申し上げます。今回の公民館云々という話。公共施設の廃止が突然に1月に出了ました。条例を読ませていただくと、地域協議会というのは事前に開いて了解を得ることになっている。地域協議会の意見を聴く、意見を聴くの「聴く」は、傾聴の「聴」です。門構えの「聞く」と傾聴するの「聴く」では意味が全然違うんですよ。その辺のところをもうちょっとお役所の方は理解して欲しいわけ。私は、今回のコミュニティの新聞に書かせてもらいましたけども、順番が違うのではないかと。

取りも直さず、我々は一生懸命ここでやっているんだけど、市のトップの人は地域協議会なんてものは全然頭の中にないと言わざるを得ない。そういうこともあるので、私は地域協議会が意味あるものにしたいので、まじめに出てきて、まじめに意見を言う方の会議にして欲しいと、これは是非お願いします。

議長

行政側にかかなり厳しいご意見だったように思いますが、ただ、Nさんのお話のように条例上、決められているこの協議会であり、役割も決まっているわけでありますので、なんとかその辺を伺っていただければと思います。

結論的に、Nさんは分科会の存続ですね。

N委員

そうです。

議長

ということでよろしいですね。ありがとうございます。ほかにご意見ございますか？では、前年度までと同様に全体会と分科会にわけて協議していくことについて、よろしいございますか？

委員

はい

議長

では、大庭課長、そういうことで当協議会としては分科会を20年度も存続するというのでお分かりいただきたいと思ひます。

また、Nさんのお話しにもございましたように、この日程的にかかなり厳しいその4時までの時間を4時半まで延ばしても30分追加できることになりまひすし、それができなければ、会をもう1回足すようなことも、やり方としてはあるのではないのかと思ひますので、その点もご検討いただきたいと思ひます。

では、20年度のスケジュール案については以上のことで終わりたいと思ひますが、5番目の報告に移ります。

問題になっております、公債費負担の適正化の問題が一つ、20年度の由利本荘市予算の概要について、ご報告いただきたいと思ひます。

5. 報告

- ・公債費負担適正化計画について
- ・平成20年度由利本荘市予算の概要について

佐々木理事

本日は公債費負担適正化計画と20年度予算の概要についてご説明させていただき機会をいただきまして本当にありがとうございました。

このまちがどういふ財布の状況で、これからどうなっていくのかというふうな

ところをぜひ皆様方にご理解いただきたいというふうに考えた次第でございます。ご配慮に感謝申し上げながらご説明させていただきたいと存じます。

お手元の資料の1に公債費負担適正化計画がございますので、それをご覧させていただきたいと思っております。お開きいただきまして、一番上の方に「公債費負担適正化計画について」というゴシック文字がございますが、これはかねてから申し上げておりますとおり、昨年秋18年度決算の段階で実質公債費比率が18%を超えまして、18.3となったというようなことで、地方債の発行に関しては許可を要する早期是正措置対象団体となったというふうなことから、この適正化計画を立てたものでございます。

内容について、5ページの裏側の方から横長の表がございますので、これをご覧いただきたいと思っております。これは、今後の10年間の推計なのでありますけれども、見方は、この右の方に平成19年度を初年度にしまして、2年度、3年度とずっといきまして第10年度、これは平成28年度にどうなっていくのかというふうなところです。縦のところで公債費充当一般財源から標準財政規模までいろいろ書いてありますけれども、この比率を出すのは、割り算の世界でございます。分子の方に から を足して、それから と を引いて、分母の方に から と を引いてと、これはどうでもいいわけですが、それで、出した数字がどうなんだということでもあります。

推計1は、左上の方に書いてありますが、総合発展計画の計画通りに起債をした場合どうなるかというふうなところの推計でございます。

平成28年、ずっと右側の方に行きまして、実質公債費比率(単年度)で、19.0、18%まで下がらない。これは3カ年平均の数値を採用して参りますから、 の下の方3カ年平均がありますが、これも20.1というふうなことで、この計画は「待て」ということであります。

次のところで推計の2。これは、言葉が難しくすみません、既往債等に基づく実質公債費負担がどれだけか。既往債ですから前に借りた借金、これだけ、返すだけ、借りない、起債を1円もしない場合どうなるかということでありまして、これはずっといきますと、単年度で18%未満になるのが第6年度、平成24年度で17.4%に落ちます。それでも過去3年間の平均を採用しますから、それが18%以下になるのが、第8年度、平成26年度のところで17.6%まで落ちるというふうなことです。こうすると、18%未満になりますけれども、借金を1円もしないという事になりますと、仕事は全くできないに等しいわけでありまして、これではイカンということで推計の3。

今年度以降、予定の額を制限した場合どうなるか。制限というのは、予定しております計画の4割カットした場合の推計であります。そうしますと実質公債費比率の単年度が18%未満になるのが第8年度、平成26年度17.4%まで落ちる。3カ年平均を採用しますので、結局10年目の平成28年度で、初めて17.4%になると、こういう計画でございました。

この計画書は、平成20年、今年の2月に県の方に提出してございまして、了承いただいたものであります。お戻りいただきまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。下の方ですが「3. 目標・計画期間」とあります。ここに参りますとおり、一番下ですね「合併し、新市一体性の確立、均衡ある発展を成し遂げるために必要な事業については、計画の見直しを図りながらも、実施の方策を見いだしていかなければならない」。先程申し上げましたとおり、仕事を何もしないというわけにはいきませんので、これは、見直しをしながらも何とかやっていかなければならないというふうなことでございます。

4ページの4番、今後の地方債発行等に係る方針であります。これも、先程申し上げましたとおり、起債発行予定額につきましては約60%に抑制する。4割カットするよというふうなことで、それから、借金をする額は返済する額よりも

多く借りません。これは当たり前の話しであります。

そういうわけで平成20年度から26年度までの発展計画に登載される起債発行予定額総額の予定が451億7500万円でありますけども、6割圧縮、4割カットということで266億1600万円に圧縮する。こういう計画であります。

お隣5ページの所に、「5.目標達成までの管理方法」があります。普通会計の歳入を確保しましょう。入ってくる金をとにかく確保しましょうということで未収金対策。未収金はとにかく早めに回収しましょう、しっかり回収しましょう。それから使用料・手数料を見直ししていかなければならない。未利用地の売却、売り払うというようなことで歳入をとにかく確保しなければいけない。

その一方で、歳出を削減しなければいけない。事務事業の再編・整理・統廃合、補助金の見直し等を実施する。歳入を確保して、歳出もしっかり削減していくような方策を取ろうじゃないかという計画でございます。

それから(2)公営企業会計、この下水道事業、あるいは集落排水事業、簡易水道事業、スキー場事業、これらの事業費については、徹底した見直しを図っていかなければならないというふうなことであります。具体的なことは記載されてありますので。

というわけで、下から4行目ですね「今回策定した適正化計画に基づきまして、毎年、公債費比率を検証する。」とそれから「発展計画のローリングを行う。」さらには、新しい事業はもちろん、当然ですが、継続事業についても「あわせて検証して、事業の計画の見直し、あるいは休む、あるいは止める等についても考えていかなければいけない」というような計画であります。

これを今年の2月に県の方に提出しまして、了承をいただいて、今年度も借金をすることができたと、こういうことになったわけであります。

次にこれを受けまして平成20年度の由利本荘市の予算の概要を報告申し上げます。資料の2をご覧ください。

最初に2ページをご覧ください。今程申し上げましたとおり、公債費負担適正化計画を樹立したところでございまして、この計画では平成28年度までの10年間というようなことで、起債発行予定額は、先程申し上げましたとおり4割カット、60%約266億円に圧縮したというふうなことから、新年度予算の投資的経費は、学校建設等、継続してやっていますので、これは止めるわけにはいきませんが、新規事業、新しい事業は、ほぼ全てを原則先延ばし原則延伸した。先程申し上げたとおり計画の中でいろいろな事業について、必然性、効果など精査するというなことをしていこう、というのが本年度のベースにあるところであります。

お開きをいただきまして3ページ一般会計予算であります。そういうふうなことから本年度の一般会計の予算総額は470億7千万、対19年度比で減44億円、8.5%減というふうなことになった状況です。

5ページをお開きください。少し説明をさせていただきたいのでありますけども、上の方の3行であります。「なお、平成20年度末決算時における市債残高見込み(借金残高)は、785億円程になる一方、財政調整基金をはじめとする基金残高見込み(貯金残高)は、40億円前後と見込まれる。」と書いてありますが、これは、国保会計だとか、下水道だとか、農集だとか、様々な基金、目的のある手のつけられない基金がたくさんありまして、財政調整基金として使える基金が7億かそこらしかない状況であります。見込みでありますけども少し少く見積もって7億いくらか、この貯金がなくなる。大雪が降って除雪しなければいけないことが1ヶ月2ヶ月も続くと、7億8億の基金は一発ではりつくというふうな状況であります。

11ページのところで予算の概要を歳出歳入それぞれ記載しておりますのでポイントだけ抑えていただきたいと思いますけども、最初に歳入の市税であります。

今年度は83億3600万程を見込んでおります。19年度よりも若干伸びておりますけども、これは、税率が上がったわけでありませんが、法人税が少し上がるのではないかという見込みを立てていますが、景気次第ではそのあたりどうかと。

下の方で繰入金がございます。3億4582万8千円。いわゆる貯金からの繰入金であります。ご覧いただきたいのが、平成19年度の繰入金。これが20億3425万9千円でございます。20年度は3億円しかない。16億8800万の減です。これは当然でありまして、繰り入れる貯金がありませんので繰り入れられないと、こういうふうなことであります。

それから、依存財源の下の方、地方交付税でございます。187億7800万。去年の秋10月くらいには、地方交付税は19年度よりもかなり下がるのではないかというふうな見込みを立てておりましたところ、例の地方再生対策費という全国4千億円の配分がございました。そのおかげで何とか、4.5%増、8億円くらい多くなったということで、首の皮一枚つながったなと安心しているところです。

それから国県支出金と市債、対前年度比でかなり下がっておりますけども、これは当然、事業費の見直しなどやりましたので、それに関わる交付金とか起債を減らしたというようなことで、470億7千万となっております。

一方、歳出でありますけども、1番の議会費から14番の予備費まで軒並み対前年度比 になっております。唯一 でないのは10番の教育費、対前年度比10%伸びておりますが、これは学校建設がピークでございまして、これは減らすことがどうしてもできませんので。それから、公債費、借金返済の額が少し増えていると、それ以外は全て対前年度比 であります。

とりわけ、6番の農林水産業費、7番商工、8番の土木費これらについては、非常に大幅な減でありまして、この3つ合わせただけで対前年比36億円の減というふうなことでございます。

これから財政課長がお話ししようかと思っておりますけども、平成20年を含めまして、この後、公債費負担適正化計画に基づいた財政計画というものも出ております。そちらについても説明させてもらうこととなります。

15ページ以降はですね、20年度の重点施策、主要事業がございますので、これを参考までにご覧いただきたいと思っておりますので、省略させていただきます。

平成20年度は既に6月に入っております、6月定例議会が昨日終わりました。新聞でご案内のとおり補正予算を組まさせていただきます、およそ17億円増額です。当初予算が470億円なので480億を上回っておりますが、17億の補正予算の内、大半が借金の借換であります。高い利息、7から8%の利息の借金をもっと低い借金をして返すことによって、利息が節約になりますので、そういうことで、今回の6月議会では17億円の補正をしたところである。これによって、ここ5~6年によって、6千万程の節約ができるということで、一つ頭に入れておいていただければよろしいかと思っております。

以上、少し急いでしまいましたが、適正化計画と20年度予算の報告にさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

次第5番の報告、2ついただきました。これにつきましては、決まった事項の報告でございますので、特段皆様方からご意見も無かろうかと思っております。

次に移らせていただきまして、6番目の説明に入りますが、財政計画素案と総合発展計画主要事業でありますが見直し、それから20年度の事業計画本荘地域分ですね、それから公の施設の利用状況等について説明をいただきます。

6 . 説明

・ 財政計画素案と総合発展計画主要事業の見直し作業について

阿部財政課長

財政課の阿部でございます。貴重な時間をいただきますけども、今年度企画サイドの方で総合発展計画の後期の主要事業の見直し作業をこれから決めるところでございますけども、今、佐々木理事の方から話しがありましたように、非常に厳しい財政状況下であります。地域のいろんな事業を皆さんの方で話し合われる前に、市の財政、それから今後の26年度までの財政がどのように動いていくのかということの説明させていただきましますので、少し時間をいただきたいと思います。

それでは資料4の方になりますけども、A4タイプの横の数字の羅列されたものと、「財政計画の素案について」と、それから縦長の『新市まちづくり計画「財政計画」』の3つの資料がいつているかと思いますが、この3つの資料に基づきまして説明をさせていただきます。

『新市まちづくり計画「財政計画」』というのは、合併協議の際に、それぞれの地域の方から出された事業について、合併協議会で取りまとめた財政計画であります。この殆どが、今の総合発展計画という形で仕事が動いてきたわけですけども、かなり当初、合併の時に描いていた希望どおりはっていないというところでございます。

今回のこの財政計画の素案の明示でありますけども、基本方針の一つとしましては、先程説明をしました適正化計画の具体的な取り組み、こういったものをやる段階で、はたして21年度から26年度まで、どの程度の財源を事業に振り向けることができるかということで、その財源を企画調整の方に提示するものであります。

通常、財源を提示する場合は、一般財源を企画の方に何年にどれくらい使えますよと提示するだけでいいんですけども、今回は、適正化計画という中で借金をする場合、県の許可が必要です。このままのペースで行きますと、ちょっと危険信号になりますよということになりますので、起債の枠を26年度までで、266億円という目安をもっております。この目安を県に示しまして、これならいいだろうということで、計画の承認をいただいたのが2月の7日でございます。

今回の基本方針の2つめのところには、先程説明しましたとおりに、26年度までに451億7500万円の起債額をですね約60%に圧縮しましょうということになります。

それからもう一つは、先程言いましたように一般財源だけ出せばいいというものでなくて、やはり借金した場合の償還のシュミレーション、そういったものを見ていかないとイケませんので、どの事業を当てはめていくかなど、事業の優先順位を見ていく必要がありますので、仮定ではございますけれども、今進んでおります継続事業ですとか、これから予想されるような事業、こういったものを当てはめたものが、皆さんのお手元にありますA4の横の「財政計画の素案」というものに、年次で26年度までのところに出ている数字です。

この数字というのは、投資的経費につきましては、あくまでも仮定でございます。その数字を見ていってもらえればわかると思いますが、一番下の歳入歳出の差引、20年度は、これは当初予算でありますけども、お陰様で予算を組めました。今のところ0でございます。ですけども21年22年、これ百万円単位ですが、21年度は1億8千万程足りない、22年度は2億5700万程足りないと、23年以降については黒字を見ることができている訳なんですけども、こういったものを投資的経費のところ、今考えられるところの事業を仮定で当ては

めた場合に、プラスになったりマイナスになったりというふうな状況になっていることを示させていただいております。

それから、申し訳ございません、先程の縦長のプリントに戻らせていただきますけども、これが決まった数字ではございません。これはあくまでたたき台であります。これから企画調整課とはいろいろなキャッチボールをしていきます。企画の方で例えばこの事業は前にもっていくとか、これは後にもっていくとか、そういったことの作業をやりながらこういったマイナスをなくしていくとかそういった作業になっていくわけでありまして。ただマイナスを防ぐだけではなくて、適正化計画の中で、基準値18%を1年でも早くクリアするような計画を立てていくということでありまして。

それから2枚目を見ていただきたいと思っております。試算の算出根拠というところがあります。この中には単純に数字を当てはめていったわけではありませぬので、数字の根拠をこちらの方に記載してありますので、その辺については後でご覧になっていただければというふうに思っております。例えば地方税ですけども、これは税務課の試算でございます。当然、対象が減って参りますので地方税の方はずっと先細りというような数字になっております。そういった算出根拠を記載しておりますので後でご覧いただきたいと思っております。

先程のA4の横に数字が書いてあるものについて、大雑把に説明させていただきます。地方税につきまして、見ていただければいいのですが、18年度と19年度で大雑把にいけますと、約8億ぐらい違っております。これは皆さん聞いたことがあるかと思っておりますけども、税源移譲の関係でここが一挙に増えておりますが、反面、下の方にあります依存財源では7億800万、ここで約7億ぐらい減っておりますが、依存財源の地方譲与税から地方税、所得税から市民税に充当替えになったということでありまして。

それから、分担金負担金関係につきましては、例えば保育園の保育料といったものが約3億近く入っております。

使用料手数料につきましては、先程議長さんの方からお話しがありましたけれども、いろいろな施設の使用料ですけども、やはり受益者負担ということで、今行革の方でも減免の見直しとか、そういったものの作業に進んでいるところであります。

それから、財産収入につきましては、20年度4億1千万とここだけ突出しておりますけども、大内TDKの工事の関係で、ここが時期的に突出しております。大体2億2700万程でずっと、固定をして試算をしております。

それから、自主財源の繰入金ですけども、あえて今回、決算を14年度から入れております。繰入金というのは、先程理事も話しをしましたけれど、基金、貯金からの取り崩しを行って、いろいろなものに使うわけですけども、平成16年度、合併直前でございますけども、51億程これを各自治体の方で繰り入れをして、事業を行っている。これが特色であります。14年、15年、20億30億というふうな使われ方をしておると、特徴的であります。この繰入金の使われ方が、例えば、下の依存財源の方に移りますけども、市債というのは先程言いました地方債、借金でございます。当然、歳出の方の投資的経費の方にも絡んでくるわけですけども、これも見ていただければわかるように、14年、15年、16年70億から15年は85億、16年は94億。19年度の市債のところ110億1900万というふうになっておりますけども、これから20年度に繰り越される事業がありますので、ここ最終的には86億4900万程になるのですが、その数字を入れてみても、いかに16年度の借金が多いか、これがわかるかと思っております。合併を前にしてそれぞれの自治体で最後の仕上げといいいますか、いろいろな事業を大急ぎでやったふうな足跡が伺えます。決してその中で、例えば過疎債を有効に使ったということもあるのでしょうか、その他の財源、16年度に

おきましては、その他が約50億。これは交付税算入にあまりならないものと理解してもらっても結構かと思います。

それから歳出の方ですけども、合併効果があらわれるものに人件費的なものが第1に上げられるわけですけども、16年から17年で、この数字だけを見ますと何にも変わらないなと指摘を受けると思います。今回の合併の際には、単なる自治体の合併だけではありませんで、消防事務組合、それから広域のゴミ処理関係の方々が一緒の由利本荘市の組織に入っております。その他のところの内訳の補助費等というところ、16年度、17年度のところで約10億減っております。合併前ですが、一部事務組合に対する負担金、これ人件費を含めてなんですけど、これは補助費等の中から出ております。これが約10億程。これが17年度には人件費のところ不足されていきますので、合併で一部事務組合の人が一緒にならなければ、人件費が10億ぐらいいは、減るだろうと見てもらってかまわないと思います。その分補助費等が、16年から17年にかけて、10億ぐらいい減っていると見ていただきたいということです。

それから、扶助費につきましては、16年度から17年度の違いというものは、町の生活保護関係、これは県の管理でございました。これが市になりましたので、その分がここに出て参ります。

それから、投資的経費でございますけども、先程の市債と連動する形でここは16年度のところで、非常に大きい数字が出ております。19年度のところも、ここまでは行きませんが、やはりピークは16年度。いかにこの辺でたくさんの事業をしたかということがわかります。この反動がどこに来ているかということですが、投資的経費の上の方公債費というところを見ていただきたいと思います。

借金をしますと、利子と元金があるわけですけども、借金の大方が3年程の据え置きで3年間利子を払っていきます。4年後から元金の償還が始まります。その算式を当てはめていきますと、公債費の高くなってきたところがどこかといいますと、19年度83億9千万程、この19年度の借金の返済のところの事業はどこかといいますと、15年度であります。それから、20年度の87億1800万、この公債費の償還ですけども、この事業がどこで行われたかといいますと16年度の事業。この償還が20年度に元金が始まるということになります。

先程、一番最初にまちづくり財政計画というものを皆さんにお示ししたところでありますけども、この段階で、合併が17年度ですので、この計画を立てるときは14年から15年ぐらいのところ。16年度にこれだけ各自治体で動かれることは、合併協議会の方ではつかんでなかったと思います。

この反動というのは非常に大きいございまして、当然、公債費の償還には交付税算入されるものもありますけども、算入されないもの、先程16年のとき50億ぐらいいの借金、これはあまり交付税歳入のないものですよと言いましたけども、こういったものが全て一般財源で対応しなければならなくなります。そうすれば、一般財源をどこから出すかと言いますと、貯金から出すしかなくなります。ですから、17年度以降、繰入金というのは、そっちの方に多用せざるを得ないというふうな、悪循環になってきたというふうに思います。

17年度の合併以来、いろいろな事業を合併特例債を活用した事業をということで、皆さん本当に夢を持って合併されたと思いますし、本来合併特例債の活用は非常に有効な手段なんですけども、何ともそれ以前の土台が非常に厳しいと。いざ有効な方法をもって事業を展開できればいいんですけども、それ以前に結構なレベルでの借金ができていたということになります。

先程理事が説明をしました適正化計画というのは、実質公債費比率が17年度決算からできた制度でございます。ちょうど夕張がありましたので、こういう事が発生したんですけども、それ以前は普通会計だけの決算をみていれば良かったんですけども、例えば特別会計、下水道であるとか集落排水の特別会計とか、い

ろいろなものにこちらの方から繰出金という形で出してしております。下水道事業がどんどん進んだとしても、利用してもらわなければ、その分の経営が非常に厳しくなるわけですから、その分を一般会計の方から繰り出しをしていくということになります。そういったものが、その他のところの繰出金というところになります。約45～46億のところでは推移をしておりますけれども、その辺につきまして、例えば合併の見方としては37億程しかみておりません。この段階で10億違いますし、公債費の償還にしても、かなりの数字が、債が生じてございます。

こうしたところのゆがみが結構効いてきておりまして、先程言いました実質公債費比率は17年度決算ですけれども、もっと前にその比率が適用されているんだとすれば、もっと前に適正化計画の許可団体になったというふうなことが言えます。

以前理事が市の財政状況のところでは話しをされたかと思っておりますけれども、皆さんに誤解をしてもらいたくないのは、今、財政健全化法というのができまして、その中で実質公債比率が25%でイエローカード、35%で夕張と同じレッドカードなわけなんですけれども、うちの方の18.3%というのは、それに比べるとそんなに心配する必要はありません。

というのは、事業266億に圧縮させていただくということ、先程理事が説明しました、国の制度を活用しました市債の借換、これで利子もかなり軽減されますし、去年行革の方で作業をしてもらいましたけれども補助金の見直しとか、そういった抜本的な見直しをして、皆さんからご協力いただければ、この26年の中でも、今厳しい数字をお見せしておりますけれども、かなり改善されるのではないかとこのように考えております。

非常に雑ぱくでありますけれども、この財政計画について、一般の市民の方に説明したのは初めてであります。あえて14年からの数字をお見せしたわけですけれども、これまでの経緯と、それから今後皆さんに頑張って理解していただかなければならないところ、そういったところをご理解していただければと思います。

それから合併をして今年4年目でございますけれども、これから何を切り捨てていかなければいけないかと言いますと、これまで合併の中には、先程の合併特例債という借金の恩恵しかお話ししておりませんでしたけれども、普通交付税とか特別交付税の中でもいろいろ非常に恩恵があります。普通交付税は、合併してから毎年33億円ぐらい多くもらっております。これは26年までで終わりです。27年になればこの数字が減っていきます。27年で0.9とかずっと減って32年にはその30数億円が、普通交付税、使おうと思えば何にでも使える一般財源が、今度32年には何もなくなります。その時に地方税もかなり落ち込んでいると思います。

そういったことを考えますと、今266億の借金の幅を抑えようとしているんですけれども、後半の24年から26年、この辺りでもしかして気がゆるんで合併特例債を使える内にもっと大きい事業をしようと考え出しますと、27年以降の一般財源、どんどんどんどん減って参りますので、今より厳しい状況が出てくるかもしれないので、この辺については、しっかりと見ていかなければいけないと考えております。

最後になりますけれども、先程のA4の縦長の数字の一枚目をご覧ください。財政計画によりますと、「投資的経費に係わる見直し」という中程のところなんです。投資的経費につきましては、まちづくり計画で当初、合併の時見込んだ総事業費1222億1600万。20年度までやった分が520億。執行率42.6%。私が今説明しました、財政計画素案でいった場合に、21年度から26年度までの事業費は294億でございます。17年、合併してから10年での見込みは815億円。まちづくり計画の66.7%。ちょうど3分2の事業が消化できるというふうな数字でございます。

それから地方債につきましては、まちづくり計画のところで749億3400万円を見ておりましたが、これまで302億程、執行率40.4%。新しい計画の中で行きますと、今後208億円程の起債見込みでございます。10年間の最終的な見込みとしては511億円、まちづくり計画と対しますと68.3%の借金を行うと。

地方債の中でも非常に有利と言われております合併特例債。まちづくり計画の総起債額は、494億円。494億円の中には基金を積みますよというのがあるんです。40億円を見込んでおります。現在、30億円の基金を合併特例債を活用して積み立てております。ただちょっと自由がきかない部分がありますけども、30億円は積んであるということをご理解ください。合併特例債、20年度まで基金を含めまして165億2800万円、約33.4%。新しい計画の中では最終的に10年間で356億円、まちづくり計画からいきますと7割は消化しますと言うことであります。

それから、次のページの過疎債でございますけども、合併の時に何でもかんでも合併特例債が使えますよということ、国も、中心部と周辺部の格差是正のためにも合併特例債を活用できますよというふうな形で宣伝があったかと思えますけども、いざ蓋を開けてみますと、当初17年18年頃は学校の改修事業も合併特例債の対象となっていて使わせていただきましたけども、去年あたりからはこれは合併に関係無いでしょうということ、対象から外れてもおります。簡単に言いますと、周辺部のところに合併特例債を使う事業は非常に難しいところです。ですので、何が有効かと言いますと、従来どおりのこの過疎債。これを活用した事業がやはり周辺の旧自治体のところでは重要なところではありますが、なにせ今の法律が21年で終えようとしております。この恩恵を扱っている団体としましては、法の存続、新しい制度のスタートを望んでいるところですけども、それが有るか無いかでは、このまちづくり、特に周辺部の事業については、非常に大きな影響があるということになります。まちづくり計画の21年度までの見込みは、57億程でありまして、執行率は64.3%というような状況になります。

それから、先程は無しをしましたが、とにかく歳入歳出抜本的な見直しを図ると言うことであります。国でも補助金で建設された施設等について10年という、概念をこれからなくしましょうということ、それぞれの省庁の方から通達が入っております。移転とか譲渡とか、そういうことが大丈夫ですよ。どんどん進めて最終的には、もっと自治体が身軽になるべきだというふうな方向が示されております。

それから、財政的には、公開制というところで複式簿記関係の方向が示されております。自分たちの資産が、どういうふうな形、どの程度のものがなんとあるか、住民の皆さんに説明して出さないと。最終的には、自治体で抱えている資産で処分できるものは処分しないと。地域に委ねれるものは委ねないと、そういうふうなことの目標のようでございますので、先程Nさんが言われましたように、拙速な公民館、出張所云々と言うことではなくて、順序を追いながら皆さんに説明を加えて、ご理解をしていただきたいと考えております。雑ぱくでありますけども以上で説明を終わります。

大庭企画調整課長

今、財政課長がご説明申し上げました、財政計画素案ということでありましたが、その素案を受けて実際に、それでは今後どうしましょうかということに入っていくわけでありまして、

合併後の10カ年では500の事業がありました、これがいわゆる主要事業と言われる事業でありまして、合併時に各市町が持ち込んできたものであります。これが段々執行されてきているわけですけども、今の時点で実際手が着いていな

いのが350から400ぐらいだと思います。そのぐらいの事業について、今後6年間でどのようにして実行していくのか、いくように計画していくかということ今年中にしなければいけないというような状況でありまして、実際に、今回皆さんにお示しました横長の素案でありますけども、素案に基づきまして、企画調整課の方で調整をしていくわけでありまして。

調整にあたりまして、最初に現在手つかずの事業について、どういうふうな状況のになっているかということを検証しなければいけないということで、各担当の方に個別の調書を作成していただきます。調書に基づきまして、優先性とか、要望・希望などである程度順番を決めていただくこととなります。

今のところ266億というのが一つ目安となっておりますので、約40%ぐらいからもう少しなのかなと思っておりますが、それを天井、シーリングにします。例えば合併時には100億使えたものが60億しか使えないよというふうなシーリングにします。シーリングに当てはめて、各地域の支所のところで、これはやっぱり止めましょうとか、これは我慢しましょうとか、これは先送りしましょうとかというふうな、年次までも踏み込まなければいけないと思っておりますけども、そういうふうな素案を作るという作業になります。

その素案について、各地域協議会にそれぞれの地域の分についてお示ししますので、地域協議会の方で、それについて協議といいますか、ご意見といいますか、そういうものをもらう形になります。それを先程年間スケジュールのところにありましたように9月に1回、やりたいと思っております。

はっきり申し上げませんが、本荘地域でも事業とすれば60から70ぐらいの事業になると思います。例えばその60ぐらいの事業がありまして、総予算額、使える予算がこれぐらいだよというふうな額があって、事業ごとに連動なりしたものがあって、それでこれはこうした方がいいのではないかというような、ご意見を聴くこととなります。例えば、今まで10カ年の中に事業が無くて、新しくやりたい事業が地域によって出てきた場合には、入れてもらってもかまいませんけども、外の事業を落としてくださいということになります。要するに総額は増やしませんよというふうにならざるを得ないということです。

そういうふうな調整を9月に1回行いまして、各支所で調整したものを合体させて全体像を作ると。全体像で合わせてみて、合わないところについては、ここについて我慢してくれとかといった調整をして、もう一回落としてみたもので、各地域分については地域協議会にお示しすると。そこで、これだったら厳しい一般財源だから、しょうがないだろうと、分かったと。満足はいかないでしょうけども、ある程度のご理解をいただいたものを作って、それを、市議会の方にも同じような意見聴取をしていますけども、その市議会と地域協議会の二つの意見を併せて最終的な総合発展計画主要事業の後期計画というような主要事業の今後の6カ年計画というものを作りたくて、いうふうなことになるわけですし、そのことにつきましても財政計画を経て、今日、皆様の方から、概要になりますけども分かったというようなことをご理解お願い申し上げたいと思っております。以上であります。

議長

それでは、ただ今までのお話しについて、皆様方から何かご意見等ありませんか？

G委員

公債費比率適正化計画ですか、市の財政を適正化するためには、事業を減らすこと、人を減らすこと、使用料その他税金、税収を増やすこと、この3つだと思いますね。ところで、退職者の3分の1を補充をするということはどこに書いて

あったのでしょうか？

阿部財政課長

資料の4の3ページに掲載されています。

G委員

資料ははっきり分かりませんが、適正な定員を守ってとかという言葉がこれについてと思うんですね。その上で退職者の3分の1を補充するというのがあったと思うんですけども、地方公務員法の大きな分厚い壁があると思うんですけども、それを突き破って人員を大幅に30%ぐらい減らすという計画がありましたけども、計画では、今までどおり市債を発行した場合どうで、10年先にどうなる。ナンボ減らした時にどうなるときに、40%減らすんですか、60%減らすんですか、そうした場合に10年後にどうなるという話がありました。ところで人件費は僅か3%しか減らないですね。

そこら辺のところを、定員制というのはどこが定員何だか、本採用、臨時職員が非常に多いですね、定員をオーバーしているのをスパッと切るのか、そのぐらいのお考えがないのかどうかということが一つです。

2つめはですね、予算にあったと思うんですけどね。由利本荘市の予算の概要という資料の12ページの歳出のところ公債費86億4600万ですか、ありますがこのうち利息はどの位の金額が含まれているのか、これを教えていただきたい。以上です。

阿部財政課長

定員管理については、私の所管ではありませんけども、分かる範囲で説明をさせていただきます。先程、財政がらみのところで合併効果が現れるところは人件費だろうと、これは誰しも思うことだと思います。

当然本庁がありまして、総合支所体制でありまして、総合支所の仕事の関係はどう整理をしていくのかということ、そういうことが今後3分の1に出てくるかと思えますし、当然、仕事・業務をスリム化していかなければならないということが、これからの課題だと思いますし、その中には、人件費が減った分どこに仕事が行くのかということ、当然出てくるはずであります。仕事の量がそんなに急に減るわけではございません。

もっと時間があればゆっくり説明したかったんですけども、先程のA4の横の資料をご覧くださいませるか、人件費と物件費とか補助費等が歳出のところにありますけども、人件費というのはすぐ思い出せるのは、私どもの職員給与、それから議員の報酬とか、そういったものが含まれた分が人件費でございますけども、人件費が全てここに入るかということそうではないですね。職員給はここに入っていますけども、下の方の物件費。物件費といいますと、すぐ思い出すのが需用費、例えば消耗品とか何とか思い出しますけども、物件費の中には、臨時職員の賃金。賃金からもらう職員の方々のもの、あるいは委託費、旅費とか備品購入費とかそういったものが全部含まれます。

この物件費に含まれる賃金というものが、どれくらいあるかといいますと、約7億円程であります。それから、私たちの仕事を何処にお願いするかということ、今度委託であります。いろいろなところの施設から様々なものを委託費ということとやるわけですけども、その委託費、18年度でありますけども22億程であります。これはあくまでも普通会計分でございますので、その他の下水道関係というものは、全然別のくくりとなります。そういったものが含まれて物件費ということになりますので、くくりというのが非常に難しいございます。それから、投資的経費の中にも事業費で出る職員給与というものもございまして、その分とい

うのも投資的経費の方に、そういったもの含まれます。今ちょうど19年度の決算統計の作業をしておりますけども、約1億6千万程ぐらいは、ここに入るだろうというふうにありますし、例えば除雪機械、ブルドーザー買ったりなんだりした場合に、当然、備品なんですけども、この決算統計でこの数字で出るかぎりでは、普通建設事業、ここに数字が入ってきます。ですので、普通建設事業といえますと物ができたりとかになります、大きい備品の購入費がここに含まれてくるというようなことで、説明が足りない場合は誤解を受けるところもみえてきますので、委員が心配される定員適正化というところ、十分これについては職員課の方で配慮しております、その上での3分の1の補充で間に合うだろうと。当然、国・県の方向としましては、公の事業の取り扱いについては、極力見直しをしていきたいと思います。民でやれるものは民でいきたいと思います、というような方向が示されていますので、その分が、別の分野で数字が動いていくというふうに捉えていただきたいと思います。

それから、利息ですけども、大雑把ですみませんけども、約86億のうち20億程が利子だとみていただきたいと思います。

大庭企画調整課長

私も職員関係の部門では、ございませんので、はっきりした数字ではございませんから、ざっとで聞いていただきたいと思いますのですが、約70人から80人くらいの方が毎年退職されています。特に、来年、再来年、ここ3年くらいは、団塊の方々が多くなりますので、100人まではいくか、いかないかくらいの方が退職対象になっているはずでした。その約3分の1の採用ということですので、今年も含めまして、20人か30人くらいのですか、その方々が採用になっていくという状況であります。

早期退職の方々も、想定以上にいらっしゃいますので、確か集中改革プランの定員管理について比較してみますと、想定以上に進んでいることやに耳にしたことがあります。

反面、当然ですけども職員一人当たりの仕事は増えていると思います。私事ですけども、この会をもちましたのも今年から増えている部分でありますし、正直なところを言いますとここ3年で判子の押す数は3倍くらいに増えてると、私はそれなりに思っております。それはそれでしょうがない話でしょうから、頑張らなければいけないですけども、いろんな部署があるわけでありまして、自分のところが全部だよということではないのですが、そういうことは、当然、逆算してみれば想像できることではあるだろうというふうに思います。

議長

Gさん。よろしいでしょうか？

G委員

今日はこれぐらいにしておきます。

N委員

意見というかお願いですけども、私は財政報告を伺うのは2回目で、阿部課長には南内越の勉強会で講師としてきていただいて、第2の夕張になるのではないかとこのところをもっと分かりやすく、我々素人にも教えてくださいということで、伺いましたら、ひと言で今の状態で推移できれば、Nさんが心配するような第2の夕張にはならないだろうということを唯一の頼りにしていますので、お目付役のところを阿部課長によるしくお願いしたい。中身は素人で分かりませんので、よろしくお願いしたい。

大庭課長、先程おっしゃいましたいろいろな経費削減の中で、今年の1月末以来、副市長が10何カ所回って、いろんな集会で意見をいただいたと思うんですが、是非それを拳々服膺していただきたいと、2月末の市長を囲んでということで、私も質問・意見を言わしていただいたのですが、これだけ国に金が無いというのは、もう私も町内役員を含めて6年間耳にたごができる程言われてましてですね、町内会でこんなことやってくれ、あんなことをやってくれという、金の掛かる話しは、自主的にこの3年くらいは要求しておりません。誰でも、いろんなことを言って減らされるだろうなということは覚悟しているわけですよ、ただ順番があるでしょうということです。経費削減だと言って、人件費だといって、じゃ公民館だというふうにストレートにサッとおりてきてしまうのが、あまりにも拙速だということです。

同じ事をもう一度言うのですが、去年の12月、知事さんは、業務移管するんだと。それで人件費は年間約20億円、人員は15%削減するんだと、こう言っていれば、地方のところに仕事の流れが来て、お金も一緒についてくるのは当然の話しなんで、事業を回せるところには、人とお金はある程度必要だというふうに考えるのが常識だと思うので、その辺のところの折り合いを上手くやっていただきたいと思います。以上です。

大庭企画調整課長

全段の方は財政課長への激励というふうに受け取っておりますので、私が替わってお礼を申し上げたいとます。

後段の部分ですけども、市の機構といいますか、施設の配置とかいろんなものを含めて、何とかして圧縮できるところは、圧縮していかなければならないということが大前提であるかと思えます。鷹照副市長も我々にも申し上げていますが、昨年12月に今年度20年度の予算編成をしようと思ったときにあまりにも金が無かったもんだから、何とかしていかなければならないなというときに、できるところは出張所かなということになったと。その時にあまりにも金が無かったもんだから、そういうふうに発想してしまったけども、住民の人たちのご意見を聞く期間が短くて申し訳なかったなと。あれは自分の間違いであったとおっしゃっております。

手順はきちっと踏まなければならないという事だと思えますので、おそらく、いつかはわかりませんが、3年後なのか、5年後なのか、来年なのか分かりませんが、同じ考え方は、いわゆる出張所のことについては、考えなければならない時期がいつか来ると思えます。その時、地域協議会にご意見を伺うことになるので、皆様のご意見をお聴きしながら、住民自治のまちづくりにつながるでしょうけども、そういう方向を探らなければならないということをお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長

私から、財政課長に確認を兼ねて質問いたしますが、今は合併特例債が中心でしょうけども、これまでは、過疎債を運用してきた実態があるわけですね、あれは確かに時限立法ですので、2度3度延伸してきた経緯がありますが、まず一つは過疎法そのものが22年で切れるということののですか？

それから、次に、合併特例債を使われていますが、財政計画素案の表を見ますと25年度に合併特例債がこれまで11~20億程度のものが76億にまで膨れ上がっていますよね。これはおそらく、下の歳出部分と合わせますとね、投資的な経費のうちの普通建設事業と一緒にするような気がしますので、この時期に何か大きな建物を想定しておりますか？その2点について、少し説明してください。

阿部財政課長

議長さんがご存じのように、過疎法というのは名前を少しずつ変えて、何回か衣替えをしてきた経緯があります。時限立法で21年度で今のところ終わる予定ですけども、たぶん、また衣替えをして、過疎かなんかの言葉が付いて新しい名前ができるのではないかとというふうに期待しております。

25年度の大きい数字でございますけども、あくまで仮定ですけども、ゴミ処理場。隣のかほ市も含めての計画なんですけども、今ある計画の中で、このぐらいの大きいものだそうで、とりあえずここにはさめておきました。

当然、合併特例債を使うのが一番有利な状況ですので、とりあえずはゴミ処理場ということで数字を上げております。

議長

随分大きい数字ですね。

阿部財政課長

ゴミ処理というのは、通常の定期点検でもですね、1億～何億という世界の世界です。ですので、新設ということで計画としては上がっているようですので、何はなくても生活関連の一番大切なところだということふうに思いますので、とりあえずはここに仮定として上げていおります。

議長

関連してですけど、私も広域圏の監査委員でしたから中身は分かっているんですけども、今の施設を今度、にかほを含めた形の施設にする計画ですか？それとも単独の1市7町分の合併後の施設としてもっていくという計画でしょうか？

阿部財政課長

去年か今年からか、両市で、こういうゴミの量とかの計画書の策定が始まっているはずですよ。それを受けて、25年度単年度ではないと思うんですが、後半で建設ということは今のところ計画されておりますけれども、はたしてこれから、企画サイドの方で建設という形になるのか、改修という形になるのか、そういったところを含めて、これからの企画サイドでの作業になるかと思っております。

大庭企画調整課長

これは、また違う面からのお話しを出してしまいますので頭の切り替えが欲しいんですけども、合併特例債はご案内のように合併後10カ年という期限付きの特別な起債であります。おそらく、全国の合併市は同じ状況にあると想像します。私どもの市だけが突出して悪いわけではないのでありまして、おそらく中の中とか、中の下ぐらいにいるのではというぐらいの感覚だと思います。一つは上手く合併特例債を使うためには、10カ年という枠を伸ばす方法はないかということ今考えています。市の内部で考えている話なんですけども、例えば15年、合併特例債は10年でなく15年使えますよとか、いわゆる延長法みたいなものがありますと、市としては、非常に楽になっていく、266億という数字も、もう少し増やせるだろうし、というふうなこともありますので、政治的には合併特例債の延長というような名称になると思いますけども、そういうふうな要望を国にしていくべきかなというふうな、今考え方をしております。全国の何処の市も同じような考え方になるかと思っております。

N委員

今の話で関連ですけども、道州制の話に関るんですけども、前々から私も

思っているんですが、ゴミ処理云々ですと、たまたま由利本荘市のは土谷で私のところにあるものですから、公害云々ということで何度かお世話になって、見に行ったりしているんですけども、隣のかほ市と行政的に一緒になって、ゴミ処理以外にもやっていますよね。これを象潟に住んでいる人方に聴いても、意外にそういうことが全然知らない。し尿処理みたいのは本荘に運んでいる事を知らないわけなので、例えば、し尿処理で砂が余計になってきて、痛みが激しくなっていて、何億というお金をかけて直さなくてはいけないというのは、そういうものも絡んでるんだという話しをしたんですが、一向にそういうことを知らないということ。

道州制の話しに絡むんですけども、今道州制をやって経費削減、人件費を削減するんですが、それを目玉で進めるためには、地方に権限委譲というのが、えさとして来るわけです。その時に人口何万人というくりできますので、ちょうど由利本荘市は今8万8千ですか、隣の市を入れますと11万何某になりますので、是非、ゴミ処理場、偉い金額をお手伝いしてるのはいいんですけども、由利本荘市に合併で入ってくださいよと、今ぐらいから恩を着せてやると言うことはいかないわけでしょうかね。以上です。

阿部財政課長

全部由利本荘市が出すわけでありませんで、応分の負担は当然してもらいますし、Nさんが心配されているように、もしそういうような保守が必要なものについても、当然毎年のように広域を通しまして負担金でいただいておりますので、その点につきましては、何とかご理解をいただきたいというふうに思います。

大庭企画調整課長

道州制に絡んでということで、道州制のお話しも出て参りましたが、新聞紙上等で寺田知事がよくお使いになられる言葉でありまして、北東北3県というところが、一つのくりでいいのではないかということでおっしゃっているのを皆さんもお聞きしているかと思えます。

私も新聞等の情報を超えていないんですけども、いろいろ役所の中でも議論しますが、まだ市町村の合併がぶれていると思えます。もう少し固まるまでと申しますか、新市の意志の統一というものが、足元を固めるためには、最低10年くらいで、どうかなと思っていますので、おそらく寺田知事も道州制と言っているのは、3年とか、5年とかという先ではないのではないのかなと思っています。やはり10年後くらいをひとつのラインとしていると思うのが普通かなというふうなことでありますので、当然、その場合には、いろいろな問題とかは出てきますので、一通りクリアはしていかなければならないことではしょうけども、日本という国の再生に向けての一つの起爆剤になり得るだろうというふうに事務局としては思っております。

議長

限られた時間の中での協議ですが、財政計画と主要事業の見直しを終わりたいと思います。ここで5分くらい休憩を入れます。

休憩(5分)

議長

引き続いて、会議を開きます。
当地域における平成20年度の事業計画、公の施設の利用状況等について説明いただきます。

- ・本荘地域における平成20年度の事業計画について
- ・本荘地域における公の施設の利用状況等について

事務局（企画調整課参事兼課長補佐 佐藤）

「資料3 平成20年度主要施策の概要（本荘地域版）」の資料にて口頭説明

事務局（企画調整課主査 佐々木）

「資料5 市の公の施設（本荘地域）の利用状況等について」の資料にて口頭説明

議長

ひととおり説明が終わりましたので、皆さんから、何かご質問なり、あるいはこうした方がいいというご意見なりをいただければ、ありがたいと思いますが。

c 委員

（公の施設の）表の見方ですけども、うち減免ということの説明がなかったので、言葉の意味を教えてください。あと差引の合計というものが無いのですが、およその合計を教えてくださいたいのですが。

事務局（企画調整課主査 佐々木）

減免についてですが、件数だけ記載しておりますが、例えば地域住民の方が公民館等を使用する場合に、使用料を市民のことだからということでもらわなかったりと、いろんなケースで減免等をしている形がありますが、施設の規則に則りまして、使用料を免除した中で使用させても良いでしょうということに該当した件数がこちらの方になっております。普段公民館、出張所等を活用している場合は減免規定にあたって、使用料がかからないという形になっておりますので、そういった件数ということですよ。

こういったところを受益の負担を今度皆さんで少し考えましょうということ、料金は低くするけれども、少くくらは出していただきましょうとか、といったところを皆さんに協議していってもらいたいと考えているところです。

c 委員

それからこの公の施設の中で温泉が入ってないようですが、こういった取り扱いにしておりますか？

事務局（企画調整課課長 大庭）

今の、2点についてご説明申し上げますが、このA3のところは46施設記載しておりますけども、ピックアップしたものでありまして、全体像としては資料の前にありますけども直営が120、プラス指定管理施設の施設があるんですけども、その中でピックアップしたものが46、今回あるよということで、今回ご理解願いたいというふうに思います。合計値を書いても全体像でないのと思って、あえてつけなかったんですけども、ざっと計算しますと46施設で約2億の赤字、マイナスです。

cさんがおっしゃったように、温泉施設は載っていないですけども、温泉施設はどちらかというと、プラスマイナス0ぐらいでいっていると思います。人件費のところは持ち出しだけでも、中身でいえば、プラスマイナスのところだとたぶ

んと思いますが、そういうところを入れれば、当然もっと増えるとは思いますが。

c 委員

それはですよ、どういう数字をもって言っているのか分かりませんが、私資料をもっていきますけども、かなりの赤ですよ、何千万の赤ですよ。その大きい赤を見せないで、小さい赤だけを見せても、「鶴舞温泉」であっても「ばいんすば」であっても、かなりの赤が出ているはずですよ。「遊泳館」並の赤が出ているはずですよ。

事務局（企画調整課課長 大庭）

今cさんからおっしゃられたことは、私の前聴いたことに記憶だけで話していますので、いずれ公の施設にはなっていると思います。そういうところについても、今後ですね、これと同じような表にして、示していきたいというふうに思っていますので、今回については、46施設についてお知らせしたいということでご理解をお願いしたいと思います。

議長

cさんよろしいですか。あとで表に表しますよ。

c 委員

はい。

G 委員

今回上がっている施設は、利益を上げる目的ではないと思うんですけども、このような施設が全部利益が出るようにする何かいい知恵がないかを私たちに聴かれていますでしょうか？

事務局（企画調整課課長 大庭）

G委員からご質問があった件ですけども、申し訳ありませんけども4月から受けたものですから、去年までの経緯が把握できてなくて、的確な答弁ができないかもしれませんが、A4の後ろのページに書いてあるとおり、地域協議会の権限としまして、公の施設に関する事項、これについては意見を聴きなさいよというふうなことがあるわけですよ。では公の施設はどのようなものかということの始まりが、こういうふうなものが当本荘地域における公の施設ですよというふうなものをお示ししたと思っております。

ただ、由利本荘市の流れとしましては、この公の施設に関する経費が全て一般財源でありまして、今後先程から申し上げましております財政計画と非常にリンクしてくるわけでありまして、つまり何とかして支出しているものを減らすこと、支出を少なくするというところをしないか、健全な財政計画になっていかないということから、先程G委員から言われたように、これをプラスマイナス0にすることについて意見を聴くのかというふうなことでありますが、それも一つの最終的な目標でありましょうけども、ある意味では公の施設でありますので、0にすることは不可能だと思います。なるべくマイナスをなくすにはどういったことが考えられるのかというふうなことについて、ご意見を伺いたいということではないのかなと、去年までの経緯が分かりませんが私は思っております。

議長

今日ここにこの表を出していただくことにしたのも、実はそういう関連があったのですよ。行政の方でも当然、使用料、減免の問題も含めて考えておられると

と思いますが、当地域協議会でも、うちの方の協議課題となっております以上、この会議でも実態を見極めながらね、皆さんからご意見をいただいて提言をしたいとも考えておりますので、官民両方のサイドで検討していくことが大事なんだろうと思います。

申し上げておりますように、この協議会でも分科会、第2、第3の方でこの事項を取り上げて検討することにいたしたいと思っておりますので、ここで、これ以上皆様からご意見をいただくことは、差し控えたいと思います。今後の大きな課題として取り上げていきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思いません。

まだまだ、皆様方からご意見もあろうかと思いますが、限られた時間5分程超過してしまいました。この辺で当協議会を終わりたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

事務局（企画調整課参事兼課長補佐 佐藤）

今後の2回以降の協議会につきましては、冒頭の協議で分科会方式でやることに決めていただきましたので、その時間の持ち方等も含めて、会長さん副会長さんと相談させていただきながら、次回の開催の時間等についてですね、検討してご案内させていただきます。

7．閉会